



# 愛媛県報

平成16年4月20日火曜日 第1551号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

## ◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....	449
字の区域の変更（ " ）.....	449
落札者等の告示.....	449
救急病院の協力申出（2件）.....	449
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（5件）.....	450
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	450
家畜人工授精師の免許証の交付.....	451
建設業者の取消し.....	451
落札者等の告示.....	451
基本測量の実施の通知.....	452
基本測量の終了の通知.....	452
道路の供用開始（一般国道440号）.....	452
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	452
道路の供用開始（ " ）.....	452

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	453
地方労働委員会第36期委員の補欠委員候補者の推薦.....	453

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第886号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規

### ○愛媛県告示第888号

次のとおり落札者を決定した。  
平成16年4月20日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県庁の庁舎内で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務一式	愛媛県企画情報部 管理局統計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年3月29日	株式会社愛媛電算 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7	0 32円 (せん孔単価)	一般競争入札	平成16年2月13日
愛媛県庁の庁舎外で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務一式	愛媛県企画情報部 管理局統計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年3月29日	株式会社松山電子計算センター 愛媛県松山市三番町四丁目9番地12	0 32円 (せん孔単価)	一般競争入札	平成16年2月13日

### ○愛媛県告示第889号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。  
平成16年4月20日

愛媛県知事 加戸守行

定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年4月20日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市遊子2539の1、2539の2、2539の5から2539の10まで、2548、2678、2698、2699の1から2699の3まで、2703、2704の1、2704の2、2705、2715の1、2715の2及び2716の地先	10 581.69

### ○愛媛県告示第887号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年4月20日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
遊子	宇和島市遊子2539の1、2539の2、2539の5から2539の10まで、2548、2678、2698、2699の1から2699の3まで、2703、2704の1、2704の2、2705、2715の1、2715の2及び2716の地先公有水面埋立地	10 581.69

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
村上記念病院	西条市大町739番地	医療法人 社団更生会	平成19年 4月12日 まで

○愛媛県告示第 890 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急病院である。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
中川病院	松山市南梅本町甲58番地	医療法人 中川病院	平成19年 4月12日 まで

○愛媛県告示第 891 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、越智郡菊間町種地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・岩嶽地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 4月21日から 5月24日まで
- 縦覧場所  
菊間町役場

○愛媛県告示第 892 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、越智郡菊間町西山地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・畑三郎下地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 4月21日から 5月24日まで
- 縦覧場所  
菊間町役場

○愛媛県告示第 893 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、越智郡菊間町高田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・城ヶ谷地区）計画書の写し
- 縦覧期間

平成16年 4月21日から 5月24日まで

- 縦覧場所  
菊間町役場

○愛媛県告示第 894 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、越智郡宮窪町宮窪地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・カイモリ地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 4月21日から 5月24日まで
- 縦覧場所  
宮窪町役場

○愛媛県告示第 895 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、越智郡大三島町肥海地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・小田地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年 4月21日から 5月24日まで
- 縦覧場所  
大三島町役場

○愛媛県告示第 896 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成16年 3月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条の表 2 の項利子補給率の欄中「年 1 分 1 厘 5 毛」及び「年 9 厘 5 毛」を「同上」に改め、同表 3 の項同欄中「年 1 分 2 厘 5 毛」及び「年 1 分 5 毛」を「同上」に改める。

○愛媛県告示第 897 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 年 月 日	家 畜 の 種 類	免 許 格 種	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1778号	平成16年4月20日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	西予市野村町阿下7号55番地8	宇 高 愛 昭和63年2月19日
第1779号	平成16年4月20日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	西予市野村町栗木200番地2	平 井 正 人 昭和61年4月18日
第1780号	平成16年4月20日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	西予市野村町長谷515番地	上 甲 祐 斗 昭和61年7月26日
第1781号	平成16年4月20日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	西予市野村町平野669番地	上 杉 博 賢 昭和54年4月6日

○愛媛県告示第 898 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(特 - 11 第7745号)	平成12年2月1日	西岡総合建設(株)	西岡 義則	松山市溝辺町310	平成16年3月4日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般 - 14 第10610号)	平成14年9月1日	繁信造園	繁信 徹	今治市中寺444 - 6	平成16年3月8日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第4052号)	平成13年9月25日	(有)永井建設	永井 邦子	伊予郡松前町大字徳丸1130 - 17	平成16年3月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第5935号)	平成13年1月24日	寺岡建設	寺岡 龍男	大洲市菅田町字津甲334	平成16年3月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第4445号)	平成14年1月16日	本邑板金店	本邑 富男	松山市南高井町575	平成16年3月26日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第3508号)	平成12年9月27日	井上传建設	井上 傳	伊予市下吾川584 - 4	平成16年3月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第3624号)	平成12年11月21日	渡辺ポンプ水道	渡辺千代一	今治市東村4 - 1 - 25	平成16年3月29日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第1342号)	平成14年9月5日	向井建設	向井 光儀	伊予郡松前町筒井1088 - 7	平成16年3月29日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特 - 13 第338号) (般 - 15 第338号)	平成13年10月28日 平成15年9月30日	住鋳技術サービス(株)	瀬川 力	新居浜市惣開町1 - 6	平成16年3月31日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 屋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第11275号)	平成13年9月14日	信和建設	濱本 事良	越智郡岩城村489	平成16年3月31日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 899 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
土木設計積算システム保守管理業務 一式	愛媛県土木部管理局 土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年4月1日	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂七丁目10番20号	36,414,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第 900 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）
- 2 作業期間 平成16年 4月23日から  
平成17年 3月31日まで
- 3 作業地域 越智郡魚島村

○愛媛県告示第 901 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）
- 2 作業期間 平成15年 4月1日から  
平成16年 3月31日まで
- 3 作業地域 越智郡魚島村

○愛媛県告示第 902 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村3165番から 同字3175番3まで	平成16年 4月20日

○愛媛県告示第 903 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字立石甲1081番5から 同字甲1078番9まで	旧	メートル 5.7~ 8.5	キロメートル 0.079	
			新	7.0~ 12.1	0.079	

○愛媛県告示第 904 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字立石甲1081番5から 同字甲1078番9まで	平成16年 4月20日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年4月7日	特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会	西 村 孝 志	愛媛県西条市兔之山字上ノ向甲 322番地	この法人は、知的障害児者の人権を尊重し、知的障害児者に関する支援、啓発及び調査研究等の事業を行い、知的障害児者の福祉向上に寄与することを目的とする。

## ○公 告

### 愛媛県地方労働委員会第36期委員の補欠委員候補者の推薦について

第36期愛媛県地方労働委員会使用者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県地方労働委員会の使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体は、委員候補者を次により推薦してください。

平成16年4月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 推薦者の資格

使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

## 2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

## 3 推薦期間

平成16年4月20日〔火〕から30日〔金〕まで

## 4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成16年4月30日〔金〕までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するように提出してください。

なお、推薦書には、次の事項を記載した委員候補者の履歴書を添付して下さい。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 本 籍
- (4) 現 住 所
- (5) 学 歴
- (6) 経 歴
- (7) 所属政党

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

殿

所在地

使用者団体の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第 231 号）第21条第 1 項の規定によ  
り、愛媛県地方労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦しま  
す。

氏 名	年齢	所 属 会 社 及 び そ の 地 位	労働組合法(昭和24年 法律第174号)第19条の 4第1項該当の有無